

# 国立大学法人群馬大学教職員等宿舎規程

	平成16.	4.	1	制定
改正	平成17.	4.	1	平成17. 6. 1
	平成18.	4.	1	平成18. 6. 1
	平成19.	4.	1	平成19.12. 1
	平成20.	4.	1	平成20.12. 1
	平成21.	7.	9	平成23. 4. 1
	平成24.	1.	1	平成25. 4. 1
	平成26.	4.	1	平成28. 4. 1
	平成29.	5.	1	平成29.12. 1
	平成30.	4.	1	平成31. 4. 1
	令和 2.	4.	1	令和 4. 1. 1

## 第1章 総則

### (目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)が、教職員等に貸与する宿舎の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、教職員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の円滑な業務運営に資することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本学の宿舎の設置並びに維持及び管理については、国立大学法人群馬大学固定資産管理規程(平成23年4月1日制定)によるほか、この規程の定めによるものとする。

【一部改正】(24.1.1/4.1.1)

### (定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 教職員等 次に掲げる者をいう。

ア 国立大学法人法第10条に定める者をいう。

イ 国立大学法人群馬大学教職員就業規則(以下「就業規則」という。)第3条に定める者をいう。

ウ 常時勤務に服することを要しない教職員等で、職務の性質上宿舎を貸与することが適当であると学長が認めたものをいう。

(2) 宿舎 教職員等及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

(3) 学部長等 第8条第1項各号に定める者（準ずる者も含む）が所属する組織の長をいう。

(4) 財産管理役 国立大学法人群馬大会計規則第6条第1項第4号に規定する財産管理役をいう。

【一部改正】(17.4.1/17.6.1/18.4.1/18.6.1/19.4.1/19.12.1/20.4.1/20.12.1/  
21.7.9/23.4.1/24.1.1/25.4.1/26.4.1/28.4.1/29.5.1/29.12.1/  
30.4.1/31.4.1/2.4.1/4.1.1)

## 第2章 宿舍の設置並びに維持及び管理に関する責任者

(設置)

第4条 宿舍の設置は、学長が行うものとする。

(宿舍)

第5条 本学が維持及び管理する宿舍は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 荒牧第一職員宿舍
- (2) 国領住宅
- (3) 向町住宅
- (4) 第2南町住宅
- (5) しらぎく棟の宿舍部分（以下「しらぎく棟」という。）

【一部改正】(24.1.1/4.1.1)

## 第3章 宿舍の設置等

(設置の方法)

第6条 宿舍の設置は、建設、購入、交換、寄附及び借受の方法により行うものとする。

(宿舍の種類)

第7条 宿舍は、無料宿舍及び有料宿舍の2種類とする。

(無料宿舍)

第8条 無料宿舍は、本来の職務に伴って、通常の労働時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務又はこれらと類似の性質を有する勤務に従事する次の各号に定める教職員等及びこれに準ずる者のうち、学部長等が指定し学長が認めた者のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与することができる。

- (1) 医学部附属病院長
- (2) 診療科主任教員
- (3) 病理部主任教員
- (4) 薬剤部主任教職員等

- (5) 放射線部主任教職員等
- (6) 電気主任技術者
- (7) 熱管理者
- (8) 看護師

2 無料宿舎は、教職員等の職務に対する給与の一部として貸与されるものとする。

3 無料宿舎の入居者にかかる自動車の保管場所の使用料は、職務との関連性が認められる場合に限り無料とすることができる。

【一部改正】(4.1.1)

(有料宿舎)

第9条 有料宿舎は、次に掲げる場合において、無料宿舎の貸与を受ける者以外の教職員等のために予算の範囲内で設置し、有料で貸与する。

(1) 教職員等の職務に関連して、本学の業務運営に必要と認められる場合

(2) 教職員等の在勤地における住宅不足により、本学の業務運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合

【一部改正】(4.1.1)

#### 第4章 宿舎の維持及び管理

(被貸与者に対する監督)

第10条 学長は、被貸与者(宿舎の貸与を受けた者及び第19条第1項の定め of 適用を受ける同居者(以下「同居者」という。)をいう。以下同じ。)のこの規程に定める義務の遵守状況を監督し、常に宿舎の維持及び管理の適正を図らなければならない。

【一部改正】(24.1.1/26.4.1/4.1.1)

(無料宿舎の数を越えた対象者がいる際の選定)

第11条 無料宿舎の貸与を受けるべき教職員等が設定された無料宿舎の数を超えている場合においては、学部長等がこれらの者のうち職務の性質上最も必要と認められる者を選定し学長に申請するものとする。

【一部改正】(24.1.1/26.4.1/4.1.1)

(有料宿舎を貸与する者の選定)

第12条 有料宿舎を貸与する者の選定に当たっては、学長は本学の業務運営の必要に基づき公平に行わなければならない。

【一部改正】(24.1.1/26.4.1/4.1.1)

(貸与の申請)

第13条 教職員等は、宿舎又は自動車の保管場所の貸与を受けようとするときは、宿舎貸与申請書又は宿舎(自動車の保管場所)貸与申請書を提出し、学長の承認を受けるものと

する。

- 2 前項の場合において、学部長等が教職員等に無料宿舎を貸与させようとするときは、学部長等は学長に無料宿舎貸与指定申請書を提出しなければならない。
- 3 前項の場合に、貸与させようとする教職員等が、第8条第1項第1号から第8号までに定める者に準ずる者であるときは、学部長等は同条同項第1号から第8号までに定める者に準ずる者である理由を明らかにした書面を提出しなければならない。
- 4 宿舎（自動車の保管場所）貸与承認書の記載事項に変更が生じる場合は、貸与を受けた者は宿舎（自動車の保管場所）貸与申請変更届出書を提出しなければならない。

【一部改正】（17.4.1/24.1.1/26.4.1/4.1.1）

（同居者及び工事等の申請）

第14条 貸与を受けた者は、宿舎について次の各号の事項の申出がある場合は、所定の申請書を提出し、学長の承認を受けなければならない。

- （1）家族以外の者を臨時に同居させようとするとき（宿舎同居申請書）。
- （2）自己の経費をもって宿舎の様替、従物の取設その他工事をしようとするとき（宿舎様替等申請書）。

- 2 学長は、前項第2号の場合にあつては、当該宿舎の規格、老朽度、被貸与者の貸与条件等を考慮しなければならない。

【一部改正】（24.1.1/26.4.1/4.1.1）

（申請の承認及び入居等の届出）

第15条 学長は、前2条の申請事項を承認したときは、承認書を交付するものとする。

- 2 学長は、前項の承認前に、宿舎に入居、同居、自動車の保管場所の専用若しくは工事の着工をさせてはならない。

【一部改正】（24.1.1/26.4.1/4.1.1）

（有料宿舎の使用料）

第16条 有料宿舎の使用料（以下「宿舎使用料」という。）は、月額によるものとし、その標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、第19条第1項に定める居住の条件その他の事情を考慮して各宿舎ごとに学長が決定する。

- 2 新たに宿舎の貸与を受け、又はこれを明け渡した場合におけるその月分の宿舎使用料は、日割により計算した額とする。
- 3 有料宿舎の貸与を受けた者は、宿舎使用料を毎月学長の指定する期日までに、本学に払い込まなければならない。
- 4 教職員等からの払込みは、毎月の給与からの控除による方法とする。
- 5 有料宿舎の貸与を受けた者が、第19条第1項第1号又は第2号の定め該当することとなった場合においては、その者又はその同居者は、その該当することとなった日から同項又は同条第2項の定めによる明渡し期日までの期間の宿舎の使用料を、毎月その月

末までに、本学に払い込まなければならない。

- 6 前項の定めにより同居者が払い込むべき宿舍の宿舍使用料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

【一部改正】(26.4.1)

(宿舍の使用上の義務)

第17条 被貸与者は、各承認書に付された条件を遵守し、善良な管理者の注意をもって、貸与を受けた宿舍を使用しなければならない。

- 2 被貸与者は、貸与を受けた宿舍の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供してはならない。

- 3 被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 4 前条第5項の定めは、被貸与者(同居者に限る。)の第1項又は第2項の定め違反したことにより起る債務及び前項の定めによる原状回復又は損害賠償に係る債務について準用する。

【一部改正】(17.4.1/24.1.1)

(宿舍の修繕費等)

第18条 天災、時の経過その他被貸与者の責に帰さない事由により無料宿舍又は有料宿舍が損傷し、又は汚損した場合には、その修繕に要する費用は、本学が負担するものとする。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

(宿舍の明渡し等)

第19条 宿舍の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その者(その者が第2号の定めにより該当することとなった場合には、その該当することとなった時において、その者と同居していた者)は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舍を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、学長の承認を受けて、その該当することとなった日から、無料宿舍にあっては2月、有料宿舍にあっては6月の範囲内において、学長の指定する期間引き続き当該宿舍を使用することができる。

- (1) 教職員等でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 配置換、出向、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舍に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。
- (4) 当該宿舍について本学の業務運営の必要に基づき、先順位者が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (5) 当該宿舍につき宿舍の廃止をする必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (6) その他宿舍の維持及び管理のため、その明渡しを請求されたとき。

- 2 前項ただし書の場合において、被貸与者は、宿舎明渡猶予申請書を学長に提出し承認を受けなければならない。
- 3 有料宿舎の被貸与者は、学長が、第17条の定めに違反する事実でその宿舎の維持及び管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるものにつき、期限を付してその是正を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかったときは、直ちに当該宿舎を明け渡さなければならない。
- 4 被貸与者が第1項及び前項の定めに違反して宿舎を明け渡さないときは、その者は、明渡し期日の翌日から明け渡した日までの期間に応じた損害賠償金を支払わなければならない。この場合において、その損害賠償金の額は、当該宿舎の当該期間に応じた使用料の額(当該宿舎が無料宿舎である場合には、これらを有料宿舎であるとみなして第16条第1項に定める算定方法により算定した使用料に相当する額)の3倍に相当する金額とする。ただし、宿舎の貸与を受けた者が、人事交流等により他の機関に就職するため退職した場合その他の場合で、その額を軽減することがやむを得ないものとして学長が認めた場合には、その認めた期間に限り、1.1倍以内に相当する金額とする。
- 5 第16条第5項の定めは、第4項の定めにより被貸与者(同居者に限る。)が支払うべき損害賠償金に係る債務について準用する。
- 6 被貸与者は、宿舎若しくは自動車の保管場所を明け渡すとき又は同居者が退去するときは、速やかに宿舎明渡届又は宿舎退居届を提出し、学長に報告しなければならない
- 7 第4項ただし書に該当する場合には、宿舎損害賠償金軽減申請書を学長に提出し、承認を受けなければならない。

【一部改正】(24.1.1/26.4.1/4.1.1)

(管理人)

第20条 財産管理役は、宿舎の維持及び管理を行うために、次の各号により管理人を置くものとする。

- (1) しらぎく棟 施設運営部昭和施設課総務・環境保全係長
- (2) 上記以外の宿舎 財産管理役が選任した管理人

- 2 財産管理役は、管理人業務について、本学の教職員等以外の者に委託することができる。
- 3 管理人に貸与した宿舎の使用料については、全部若しくは一部を免除することができる。ただし、自動車の保管場所の使用料については、免除しないものとする。

【一部改正】(17.4.1/18.6.1/24.1.1/4.1.1)

## 第5章 雑 則

(宿舎の現況に関する記録)

第21条 財産管理役は、その維持及び管理を行う宿舎の現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにしておかなければならない。

【一部改正】(4.1.1)

(宿舎事情等の報告)

第22条 財産管理役は、宿舎並びに住宅事情に関する調書又は報告書の提出を求められたときは、所定の期日までに学長に報告しなければならない。

2 財産管理役は、建物の修理(軽微なものを除く。)、改築、建替、廃止等を要する場合は、速やかに学長に報告しなければならない。

【一部改正】(26.4.1/4.1.1)

(実施規程)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

第24条 削除

【一部改正】(26.4.1)

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(宿舎の無償使用)

第2条 本学は、本学の成立の際、現に国及び宿舎法の適用を受ける独立行政法人(以下「国等」という。)の教職員等の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち、本学に出資を受けた宿舎を国立大学法人群馬大学不動産貸付規程(以下「貸付規程」という。)に定めるところにより、国等の用に供するため、無償で使用させることができるものとする。

2 本学は、本学の成立の際、現に独立行政法人国立病院機構(以下「病院機構」という。)の教職員等の住居の用に供されている国家公務員宿舎のうち、本学に出資を受けた宿舎を、貸付規程に定めるところにより、当該病院機構の用に供するため、無償で使用させることができるものとする。

(宿舎の使用許可)

第3条 本学は、本学の成立の際、現に本学の教職員等の住居の用に供されている国家公務員宿舎を本学の用に供するため、国有財産法の定めるところにより、国から国有財産使用許可を受け、本学宿舎として使用できるものとする。

(経過措置)

第4条 この規程の施行の際、宿舎法のそれぞれの定めによってなされた承認は、この規程によるそれぞれに対応する定めによってなされた承認とみなすものとする。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条第1項第1号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月9日から施行し、平成21年6月24日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。